

【議案 1】

第 74 回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 倉吉市実施要綱

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で 74 回目を迎えます。

本市においても、構成機関・団体の積極的な協力を得て、運動の趣旨を広く市民に理解いただき、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図り、非行や犯罪を防止し、立ち直りを支える地域づくりを推進することで、安心・安全な倉吉市を築こうとするものです。

2 名 称 第 74 回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

3 行動目標・重点事項

(1)行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

(2)重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会の実現に向け、次を重点事項とし運動を推進します。

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

(3)趣 旨

罪を犯した人や非行のある少年も我々の地域社会で暮らす一人である。矯正施設等で罪を償い、または教育を受けることとなった人も、いずれは改善更生して社会に復帰すれば、我々と同じ社会の一員として、より良い社会の実現を担う立場にある。犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、未然防止に対する活動だけでなく、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠であり、これらに関わる関係機関・団体の組織を超えた連携及び協力が求められる。

一方で今日、少子・高齢化と核家族化が急激に進む中で、住民同士のふれあいや親子の対話が減るなど、地域社会や家庭が持っていた犯罪抑止力や教育力の低下傾向が認められる。

このような中、市内の関係機関、団体が連携を強め、地域の事情を考慮し、地域に根ざした幅広い活動を展開することにより、昨今、とみに希薄となっている地域の連携や家族の絆を取り戻し、夢や希望を持ってお互いに支えあい、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりを進め、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを助けることへの理解と協力を求めるものである。

4 期 間 年間を通して実施するものとし、7月を強調月間とする。

5 主 唱

- ・倉吉市
- ・倉吉警察署
- ・倉吉市教育委員会
- ・倉吉市自治公民館連合会
- ・倉吉市社会福祉協議会
- ・倉吉保護区保護司会倉吉市分区
- ・倉吉市更生保護女性会
- ・倉吉市青少年育成協議会
- ・倉吉地区少年補導センター
- ・倉吉市民生児童委員連合協議会

6 主 催 “社会を明るくする運動” 倉吉市推進委員会

7 組 織

- (1) この運動の推進と実施にあたるために、“社会を明るくする運動” 倉吉市推進委員会を置き、倉吉市長が委員長となる。
- (2) この推進委員会は、次の機関、団体の代表をもって組織し、この運動の企画、実施、連絡調整及び推進にあたり、それぞれの組織においてこの運動を積極的に展開するよう配慮する。

倉吉市	倉吉ロータリークラブ
倉吉警察署	倉吉東ロータリークラブ
倉吉市教育委員会	倉吉中央ロータリークラブ
倉吉市自治公民館連合会	倉吉ライオンズクラブ
倉吉市社会福祉協議会	倉吉打吹ライオンズクラブ
倉吉保護区保護司会	倉吉北ライオンズクラブ
倉吉保護区保護司会倉吉市分区	倉吉グレートライオンズクラブ
倉吉市更生保護女性会	倉吉青年会議所
倉吉市青少年育成協議会	倉吉市身体障害者福祉協会
倉吉地区少年補導センター	倉吉市老人クラブ連合会
倉吉市民生児童委員連合協議会	倉吉市小学校PTA連合会
倉吉市公民館連絡協議会	倉吉市中学校養護学校PTA連合会
倉吉地区防犯協議会	中部地区高等学校PTA連合会
倉吉児童相談所	倉吉市母子寡婦福祉連合会
中部地区高等学校校長会	(株)いない
倉吉市内小・中学校校長会	パープルタウン(株)
倉吉市私立認定こども園協会	東宝企業(株)
倉吉市保育園園長会	新あじそう(株)
倉吉市子ども会育成連絡協議会	(株)ジュンテンドー西倉吉店
鳥取地方裁判所倉吉支部	(株)マルイ上井店
鳥取地方検察庁倉吉支部	(株)マルワ渡辺水産倉吉店
鳥取地方法務局倉吉支局	(株)エスマート打吹店
倉吉人権擁護委員協議会	中国電力ネットワーク(株)
倉吉商工会議所	倉吉ネットワークセンター
鳥取中央農業協同組合	日ノ丸自動車(株)倉吉営業所
鳥取県高等学校中部地区指導連盟	日本交通(株)倉吉営業所
倉吉市中学校生徒指導連盟	(一財)鳥取県交通安全協会倉吉地区協会
	倉吉地区少年健全育成指導員等連絡会

8 運動の推進

- (1) 地域全住民の深い理解と温かい愛情に支えられた地域ぐるみの運動として活動を展開する。
- (2) 各関係機関、団体及び奉仕者は、緊密な連携の下に相互支援、協力し合いながらそれぞれの分野において活動を展開する。
- (3) 大人は自らの姿勢を正すと共に、社会環境の浄化に協力する。

9 運動の方法（※県実施要領6 運動の方法から）

この運動は、年間を通して実施するものとし、7月1日から同月31日まで1か月間を強調月間とする。

- (1) 街頭広報活動、街頭補導活動、防犯パトロール、声掛け運動、清掃活動、落書き消し等
- (2) 住民集会、ミニ集会、講演会、公開ケース研究会等の開催
- (3) 教育委員会、学校等の協力を得て行う作文コンテスト及び弁論大会の開催
- (4) 小中学生の親子を対象としたワークショップ（体験学習）等の行事の開催
- (5) 更生ペンギン「ホゴちゃん」着ぐるみを活用しての広報の実施
- (6) ポスター、パンフレット、リーフレット、懸垂幕、立看板等による広報の実施
- (7) 地上波テレビ、ケーブルテレビ、街頭ビジョン、本運動の趣旨を盛り込んだ広報CMの活用
- (8) 県下保護司による学校訪問及び教育委員会、学校、その他の教育機関・団体と連携した薬物乱用防止教室及び非行問題座談会等の開催
- (9) 少年の非行防止及び更生保護その他少年問題に関する相談所の開設
- (10) ボランティア団体等との交流フォーラムやシンポジウムの開催
- (11) 社会参加活動、スポーツ・文化活動等、青少年が活動できる機会や場所の提供
- (12) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌及び官公署・団体等の発行する広報紙等による広報の実施
- (13) いじめの問題や子どもに対する犯罪等、近時における特徴的な犯罪や非行を防止するため関係機関・団体と連携した諸活動
- (14) 矯正施設の作業製品展示会及び矯正展の開催
- (15) 矯正施設や更生保護施設訪問、有害図書やチラシの撤去、犯罪・非行予防活動に対する取材の要請、住民の意識調査等の調査研究等
- (16) 募金・物品等の寄贈、立ち直りを支援する事業のクラウドファンディングや「立ち直り応援基金」等への協力
- (17) 就労・住居等の生活基盤づくりにつながる社会資源の開拓
- (18) 矯正事業、更生保護事業又はこの運動に協力し、功労のある協力者の顕彰

【議案 2】

第 74 回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

倉吉市実施計画

	実施事項	期日	対 象	実施の内容	区域	実施主体
1	社会を明るくする運動倉吉市推進委員会	7月4日	関係機関・団体の代表者	・社会を明るくする運動の実施要綱、実施計画の検討と推進の具体策を協議	全 体	倉吉市推進委員会
2	広 報 活 動	全期間	市 民	・市報7月号掲載、自治公民館チラシ班回覧、ホームページ、ケーブルテレビ ・社明運動横断幕（市役所）、のぼり旗（市内各所） ・街頭広報、チャリティーバザー ・社明運動ポスターの貼付 ・中学校へのチラシ配布 ・中学校の校内放送の実施 ・小中学校への作文募集 ・防災行政無線での広報（2回）	全 域	倉吉市推進委員会 保護司会 更生保護女性会 自治公民館 社会福祉協議会
3	家 庭 の 日 の 普 及	毎月第3日曜日	市 民	・広く市民に家庭の日の普及、啓発に努める。	全 域	倉吉市青少年育成協議会 学校・PTA
4	少年相談機関の利用促進	全期間	悩みをもつ少年及びその保護者、関係者	・少年の非行・問題行動等家庭養育上の悩み事について専門相談機関を利用するよう啓発する。	全 域	自治公民館 学校・PTA 民生児童委員 青少年育成推進指導員 保護司 少年補導センター
5	声 かけ運動の推進	全期間	市 民	・非行防止地域ぐるみ運動の一環として少年並びに保護者への声かけ運動を推進する。	全 体	自治公民館 学校・PTA 更生保護女性会
6	補 導 活 動 の 強 化	全期間	市内の児童・生徒、勤労青少年	・市内を巡回し、不良行為等に対して適切な助言や指導を行い、非行を未然に防止する。	全 体	倉吉警察署 少年補導センター 学校・PTA

	実施事項	期日	対 象	実施の内容	区域	実施主体
7	青少年のリーダー育成	全期間	市内青少年リーダー	・健全な青少年団体の活動を促進するため、組織リーダーを育成する。	全 体	社会教育課
8	夏の少年を見守る運動	夏 期	市 民	・夏を健全で明るく安全に過ごすことができるよう見守り、恒例の子ども行事、屋外スポーツ等野外活動を盛んにし、指導援助する。	全 体	倉吉警察署 小中高校外生活指導機関 防犯協議会 自治公民館 民生児童委員 地区コミュニティセンター 地区青少年育成協議会 学校・PTA
9	環境浄化運動	全期間	青少年の非行を誘発するおそれのある地域、施設	・少年に悪影響を及ぼす地域、施設、出版物等を調査し、環境の浄化運動を推進する。	全 体	少年補導センター 自治公民館 地区青少年育成協議会 倉吉警察署 倉吉児童相談所 市内小中学校 民生児童委員 市内大型店 更生保護女性会 保護司会
10	教育関係者と保護司の連絡協議会	7 月中	教 育 関 係 者	・少年の非行の防止について、教育関係者と保護司が連携の緊密化を図る。	全 体	保護司会
11	地区別推進協議会	全期間	各地区の関係機関・団体代表者	・各地区の学校、PTA、地区青少年育成協議会等を中心として非行防止、健全育成について啓発する。	各地区	学校・PTA 地区青少年育成協議会 社会福祉協議会 民生児童委員協議会 保護司会 自治公民館 地区コミュニティセンター 更生保護女性会

代 表 者 決 意 表 明

私たちは、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、次代を担う青少年が明るく、心豊かにしてこの美しい郷土を愛し、夢と希望を抱いて健やかに育つよう、本大会を期して次のとおり決意を表明いたします。

- 一 私たちは、地域住民と一体となって犯罪のない、安全で安心して暮らせる明るいまちづくりに努力いたします。
- 一 私たちは、青少年の健全育成にたゆみない努力を続けます。
- 一 私たちは、少年の規範意識を高め、自立心の向上を図り、地域ぐるみで少年非行防止の輪を広げ少年非行のない明るいまちづくりに努めます。

令和6年7月4日

第74回社会を明るくする運動

倉吉市推進委員会